民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第３項の規定により、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第２期・防災公園）に係る特定事業契約の内容を公表します。

2026 年 7 月 2 日

愛知県知事　大村　秀章

１　公共施設等の名称及び立地

（１）名称：防災公園

（２）立地：西春日井郡豊山町大字青山並びに小牧市下小針天神及び多気東町地内

２　選定事業者の商号又は名称

名古屋市中区栄五丁目 25 番 25 号
BasePark あいち株式会社
代表取締役　藤本　徳郎

３ 公共施設等の整備等の内容

（１）事業範囲

ア　特定事業

（ア）統括マネジメント業務

・統括管理業務
・総務・経理業務
・コストマネジメント業務

（イ）設計及び建設業務

a 設計業務

・事前調査業務
・設計業務及びその関連業務

b 建設業務（屋内運動施設及び公園管理事務所に限る。）

・建設業務及びその関連業務（県が直接発注する造園・土木工事において、当該工事の仕様書等に規定される監督業務は県が実施するものとする。）
・工事監理業務（本業務については、屋内運動施設及び公園管理事務所に限らず、防災公園（西側）エリア、防災公園（東側）エリア、神明公園エリアとする。）
・什器・備品調達・設置業務
・各種申請等
・完成後業務

（ウ）開園準備業務

・利用規約案策定業務
・運営・維持管理業務の準備業務
・予約方法整備・管理業務
・料金の収受業務
・広報業務
・災害時等対応マニュアル作成業務
・開園式典及び内覧会等の支援業務
・開園準備中の維持管理業務
・行政等への協力業務

（エ）運営業務

・受付・予約管理・問い合わせ対応業務

・利用料金の収受及び還付業務
・施設・区画・設備・什器・備品の貸出・管理業務
・広報業務
・駐車場運営業務
・スポーツ等各種イベントやその他の運営業務
・拠点運用時及び緊急時の初動における避難誘導・安全管理対応業務
・拠点運用時の施設維持管理運営支援業務
・災害時等対応マニュアルに基づく体制整備業務
・事業期間終了時の引継業務

（オ）維持管理業務
・建築物保守管理業務
・公園保守管理業務
・設備保守管理業務
・什器・備品保守管理業務
・衛生管理・清掃業務
・保安警備業務
・修繕・更新業務
・植栽維持管理業務
・外構施設保守管理業務
・拠点運用時及び緊急時の維持管理・応急復旧対応業務

（カ）県が行う業務との調整・協力
・埋蔵文化財調査（この調査に伴う不発弾調査を含む。）
・造成工事（擁壁工事を含む。）
・雨水調整池・幹線水路の建設工事
・大山川洪水調節池の建設工事、維持管理
・アクセス道路（県道）建設工事、維持管理
・消防学校の設計・建設工事及び運営・維持管理
・防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事（神明公園エリアの既存施設の解体工事を含む。）
・消防学校での防災イベント等
・次世代高度情報通信ネットワーク整備
・愛知県行政情報通信ネットワーク整備
・空港進入路の設計・建設工事

※各工事・整備後の運営・維持管理との調整も含む。

（キ）豊山町が行う業務との調整・協力
・アクセス道路（町道）建設工事
・豊山町エリアの設計・建設工事等
・神明公園維持管理業務
・イベント等

４ 契約期間

2026 年７月２日から 2049 年９月 30 日まで

５ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の特定事業契約書の条項のとおりである。

《愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第２期・防災公園） 特定事業契約書（抄)》

第 104 条（事業者事由による解除）

1 特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

(2) 事業者が特定事業契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。

(3) 別紙３（モニタリング基本計画）に定める解除事由が発生したとき。

(4) 構成員が基本協定書第８条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第１項各号のいずれかに該当するとき。

(5) 事業者が愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）第 46 条（暴力団等排除に係る解除）第１項各号のいずれかに該当するとき。

(6) 事業者が、①正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、②特定事業契約に定める設計・建設期間内に完成しないとき若しくは設計・建設期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき、又は③事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、県から 30 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。)、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

第105条（県の任意による解除、県事由による解除）

1　県は、本施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、６ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2　県の責めに帰すべき事由により、県が特定事業契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合（ただし、事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延を除く。）において、事業者から150日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第106条（法令改正・不可抗力による解除）

特定事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、県又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　本事業の継続が困難と判断したとき。

(2)　特定事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第107条（事業用地引渡遅延に基づく解除）

1　事業者は、①県が事業用地等の全部又は一部を2029年９月30日までに引き渡すことができないとき、又は②県が防災公園のうち県が直接発注する造園・土木工事の範囲を2029年９月30日までに引き渡すことができないときは、書面を県に送付することにより、特定事業契約を解除することができる。

2　前項の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して事業者に生じた損失又は損害については事業者の負担とし、事業者は県に損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第31条（事業用地引渡計画の策定等）第６項に定める発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認める追加費用並びに当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用（ブレークファンディングコストその他の金融費用を含む。）については、県の負担とするが、当該追加費用及び当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用のほか、いかなる場合においても当該解除に基づき事業者に生じた損害・損失（逸失利益を含む。）は負担しない。

第108条（本施設の引渡前の解除）

1　解除事由の如何を問わず、本施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡される前に当該本施設に係る特定事業契約が解除された場合において、本施設（事業者建設部分）の出来形部分が存在するときは、県は、本施設（事業者建設部分）の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応するサービス購入料Ａのうち設計・建設費を一括又は分割により事業者に支払う。

2　前項の場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する

費用は、事業者の負担とする。

3　第１項の規定にかかわらず、本施設（事業者建設部分）に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡される前に第104条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合において、原状回復することが社会通念上合理的であって県が請求したときには、事業者は、本施設（事業者建設部分）に係る事業用地を原状回復の上、県に返還しなければならない。

4　前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、県は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

第109条（本施設の引渡後の解除）

県及び事業者は、特定事業契約に従い本施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡された後は、特定事業契約のうち設計・建設期間に係る部分を解除することができず、運営・維持管理期間後の部分のみを解除することができる。

第113条（違約金）

1　事業者は、①第104条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める金額を、及び②別紙３（モニタリング基本計画）に定める事象が生じた場合には、同別紙に定める各区分に応じて同別紙に定める金額を、違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。

(1)　本施設の引渡前

サービス購入料A（消費税等を含まない。）の10%に相当する金額

(2)　本施設の引渡後

残存契約期間に対応するサービス購入料B（消費税等を含まない。）の10%に相当する金額

2　前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第110条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

3　第１項の場合において、第35条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第114条（損失補償）

1　第105条（県の任意による解除、県事由による解除）第１項の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用（ブレークファンディングコストその他の金融費用を含む。）の補償を求めることができる。

2　第106条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者に生じた損失又は損害については各自の負担と

し、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第 98 条（法令改正）第４項第１号及び第 100 条（不可抗力）第５項に定める費用並びに当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用（ブレークファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。

3　前２項にかかわらず、特定事業契約が解除された場合の事業者の保有資産等の取扱いは第 112 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定によるものとし、同各規定による買取対価の支払のほかに、県は、事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者に生じた費用を負担しないものとする。

６ 契約金額

6,553,969,400 円（うち消費税及び地方消費税 595,815,400 円）

７ 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の特定事業契約書の条項のとおりである。

《愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第１期・消防学校）　特定事業契約書（抄）》

第 110 条（事業終了時の引継ぎ等）

1　事業者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書及び入札説明書等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

2　特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

第 111 条（本施設の引渡し）

1　事業者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で県に本施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。

2　第１項に基づき引き渡された本施設につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第 76 条（県による本施設の追加投資）に定める追加投資、第 78 条（中長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第 30 条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該事業期間の終了日から１年以内に県が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。

3　前項により通知されたものを除き、第１項に基づき引き渡された本施設につき契約不適合があった場合、事業者は県に対して一切責任を負わない。

第 112 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）

1　事業期間の終了に際して、事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する者が資産を買い取る場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとす

る。

(1)　事業者が所有する資産

本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。

(2)　前号の規定にかかわらず、第77条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が当該追加投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして本施設の事業期間の終了時点における簿価相当額でこれを買い取り、事業者はこれを売り渡すものとする。

2　前項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。

3　第１項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が本施設の引渡しを受けた日又は第１項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から６ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。

4　前条（本施設の引渡し）第２項の規定は、前３項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第115条（事業終了後の解散及び債務引受）

1　事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。

2　前項の規定にかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第111条（本施設の引渡し）第２項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。